



市役所
から

避難行動要支援者
支援制度による
情報提供調査を行います

市では、災害が発生した際に自力で避難することが困難な人の氏名などを掲載した「避難行動要支援者名簿」を作成しています。あらかじめ市と地域の支援者等(自治会や行政区、自主防災組織、民生委員、近隣住民等)が情報を共有することで、災害時に速やかに避難支援を行うために作成するものです。

ただし、支援者等に情報を提供するには本人の同意が必要です。下記対象者に調査票を郵送し、情報提供の意思確認をします。調査票が届いた人は、調査にご協力ください。

対象

- ①75歳以上の一人暮らしの人
- ②75歳以上の人のみで構成される世帯の人
- ③要介護3・4・5の認定を受けている人
- ④身体障害者手帳1・2級の交付を受けている人
- ⑤療育手帳④・Aの交付を受けている人
- ⑥精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人

調査期間 1月下旬～2月末日

問 ☎危機管理防災課

市内の空中放射線量測定結果

市では、簡易型測定器により空中放射線量測定を実施しています。各庁舎の測定結果は、次のとおりです。

・測定結果は、1時間当たりの放射線量(単位：マイクロシー

ベルト)です。

・庁舎以外の測定結果は、市公式ホームページや各庁舎、公民館等の施設およびJR古河駅でも掲示しています。

問 ☎環境課

測定場所(地上1mで測定)	空中放射線量	
	12月1日(火)	12月9日(水)
三和庁舎(西側駐車場)	0.056	0.054
総和庁舎(北側駐車場)	0.048	0.043
古河庁舎(中庭)	0.081	0.076

※上記の数値は、健康に影響のあるレベルではありません。

農地の貸し借りは
利用権設定で

農地の貸し借りをするには、本来農地法の許可が必要ですが、農業経営基盤強化促進法による利用権設定を行う場合は、許可が不要となります。利用権設定は、農業者が農地の効率的な利用を図り、安心して貸し借りができる制度です。

利用権設定をした農地は、契約期間が満了すると特に手続きをとらなくても自動的に所有者に返還されます。そのため、離作料が必要になったりせず、農地を一度貸したら返ってこないというような不安がないことから、農地を貸す人にとって安心して農地を貸せることとなります(ただし、市街化区域は除きます)。

利用権設定による農地の貸し借りを希望する人は、貸す人・借りる人の当事者間において作成した利用権設定計画書等(農業委員会に用意してあります)を提出してください。今回の始期(貸し借りの初日)は4月1日(金)になります。

また、平成28年3月末日で期間満了となり、引き続き農地の利用権設定を更新する人は、農業委員会から通知した計画書を提出してください。

なお、期間満了となる農地の利用権設定を更新しない場合は、早めに相手方へ通知をしてください。

申込 問 1月15日(金)～2月15日(月)に申し込み【土曜日・日曜日・祝日を除く】

☎農業委員会事務局